

定 款

松井建設株式会社

松井建設株式会社定款

2022年6月29日改正

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、松井建設株式会社と称し、英文では *MATSUI CONSTRUCTION CO., LTD.* と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、下記の業務を営むをもって目的とする。

1. 土木、建築の設計・監理および請負
2. 製材および木工加工
3. 土木、建築資材の製造ならびに加工販売
4. 不動産の売買、賃貸ならびに仲介
5. スポーツ、観光、レジャー施設の経営および管理
6. 発電事業および電気の売買
7. 前各項に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 100,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせる。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いについては、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項に定めるほか必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集および招集地)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

② 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって決する。

(議事の範囲)

第 18 条 株主総会においては、予め株主に通知したる事項のほか他議に渉ることができない。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 21 条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(選任方法)

第 22 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 前項の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決する。
③ 1 項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員のため選任された取締役または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第 25 条 取締役会は、会社の重要な業務執行を決定する。

② 取締役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めるものを除き取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の招集権者および議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集しその議長となる。

② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。

ただし、緊急を要するときはこれを短縮することができる。

③ 取締役社長事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。

② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

(社外取締役との責任限定契約)

第 30 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、その賠償責任の限度額については、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 31 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決する。

(任期)

- 第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会)

- 第 34 条 監査役会は、法令に定める権限を有するほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。
- ② 監査役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めるものを除き、監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役会の招集権者および議長)

- 第 35 条 監査役会は、監査役会において予め定めた監査役が招集しその議長となる。
- ただし、必要があるときは他の監査役が招集することを妨げない。
- ② 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。
- ただし、緊急を要するときは、これを短縮することができる。
- ③ 議長に事故あるときは、監査役会において予め定めた順序により他の監査役がこれにあたる。

(監査役会の決議方法)

- 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(常勤監査役)

- 第 37 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

- 第 38 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役が記名捺印または電子署名を行う。

(社外監査役との責任限定契約)

第 40 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、その賠償責任の限度額については、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 45 条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払うものとする。

(中間配当)

第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第 47 条 剰余金の配当金は、支払開始の日より満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

② 受領遅滞の株主配当金には利息を付さないものとする。

以 上

昭和14年	1月20日制定	昭和26年	7月21日改正	平成2年	6月28日改正
昭和15年	1月15日改正	昭和30年	7月28日改正	平成3年	6月27日改正
昭和17年	1月10日改正	昭和31年	7月25日改正	平成6年	6月29日改正
昭和18年	2月28日改正	昭和33年	12月16日改正	平成10年	6月26日改正
昭和20年	4月 6日改正	昭和35年	5月23日改正	平成14年	6月27日改正
昭和21年	2月25日改正	昭和36年	5月22日改正	平成15年	6月27日改正
昭和21年	3月 1日改正	昭和37年	5月31日改正	平成17年	6月29日改正
昭和22年	4月26日改正	昭和38年	5月31日改正	平成18年	6月29日改正
昭和23年	3月11日改正	昭和39年	5月30日改正	平成21年	6月29日改正
昭和23年	5月 4日改正	昭和41年	5月31日改正	平成25年	6月27日改正
昭和23年	6月 1日改正	昭和42年	5月31日改正	平成26年	6月27日改正
昭和23年	9月11日改正	昭和47年	8月21日改正	平成27年	5月13日改正
昭和24年	7月29日改正	昭和48年	5月31日改正	平成27年	6月26日改正
昭和24年	12月10日改正	昭和50年	5月30日改正	平成27年	7月 1日改正
昭和25年	1月 4日改正	昭和57年	6月29日改正	2022年	6月29日改正
昭和25年	7月29日改正	昭和60年	6月28日改正		
昭和26年	2月23日改正	昭和61年	6月27日改正		